

保存版



# ごみの出し方に関する 大事なお知らせ

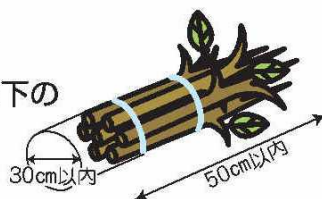
平成21年6月1日から次のとおり変更になります

(家電リサイクル法は、4月1日から変更)

《毎日出るごみ》や《樹脂類》などの変更はありません

## 剪定枝・草・落ち葉

長さ:50cm以内  
直径:30cm以内  
太い枝は10cm以下の  
太さに割る。



- ・収集回数が月2回から4回に増えます。
- ・「剪定枝」は、自然木のみです。加工した材木や竹は出せません。
- ・「草、落ち葉、ヒモで縛れない細かい枝葉」は、「町指定ごみ袋」に入れて出してください。
- ・ごみ置場内で、「毎日出るごみ」と分けて置いてください。
- ・堆肥化を行うので、「土・石・樹脂や金属等」は、絶対に入れないでください。
- ・「収集日」以外に出された場合は、回収しませんのでご注意ください。

## 大型ごみ

- ・「4月」、「7月」、「10月」、「1月」の年4回に増えます。



## 蛍光灯類



## その他(ガラス類)

- ・「6月」、「9月」、「12月」、「3月」の年4回に増えます。
- ・ごみ置場内で品目ごとに分けて置いてください。



## 家電リサイクル法の対象機器が追加



- ・「液晶テレビ」、「プラズマテレビ」、「衣類乾燥機」が加わりました。(平成21年4月1日~)
- ・町では処理できません。(平成19年4月1日~ ごみの出し方・分け方ガイド P9 参照)